公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針

平成12年9月

# 第1 基本的考え方

# 1.これまでの取り組み

社会資本は、安全で豊かな国民生活の実現や活力ある経済発展に不可欠な基盤であり、 今後ともその整備を計画的かつ着実に進めていくことが必要である。社会資本の整備に当 たっては、社会経済情勢の動向や国民のニーズを的確に把握し、事業評価などによりその 必要性や妥当性を明確にした上で、重点化を図りつつ実施することが重要である。また、 そのためのシステムの整備・充実が図られているところである。

社会資本を整備する手段としての公共工事は、「より良いものをより安く」提供する、という観点から実施することが求められているところである。このため、「厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて、社会資本整備を着実に進め、本格的な高齢化社会到来に備えるには、早急に有効な諸施策を実施し、公共工事コストの一層の縮減を推進する必要がある」との認識の下、平成9年1月に、全閣僚を構成員とする「公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議」を設置し、同年4月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」(以下「旧指針」という。)を策定し、これに基づき各省庁において一致協力して施策を推進してきたところである。

旧指針に基づく平成9年度から11年度の3年間の取り組みにおいては、全省庁の連携や公共工事担当省庁等における創意工夫の強化により、公共工事執行システムの中で価格に影響を及ぼす様々な要因について改革が進んだ。平成12年9月に行ったコスト縮減のフォローアップの結果によれば、平成11年度までのコスト縮減率は約10%となっており、旧指針において掲げられていた数値目標をほぼ達成したところである。

# 2.新指針の考え方

このような現状を踏まえ、現下の状況を鑑みるに、これまでの公共工事コスト縮減施策により一定の成果が得られたものの、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されていること、また、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。

また、今後に向けては、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減等についても取り組むべき重要な課題となっていることから、これらも含めた総合的なコスト縮減を図っていく必要がある。

さらに、「行政コスト削減に関する取組方針」(以下「取組方針」という。)が平成11年4月27日に閣議決定されており、公共工事のコスト縮減についても、取組方針の一環のものとして位置付けられているところである。

したがって、取組方針の下、今後引き続き、地方、民間の主体的な取り組みを含めて各省庁が一致協力して総合的に公共工事のコスト縮減に取り組むこととし、平成12年度以降の新たな「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(以下「行動指針」という。)を策定する。

なお、行動指針の目標期間は、平成12年度から、取組方針の最終年度である平成20年度 末とする。

## 3. 行動指針の対象

行動指針は、広く国、地方公共団体等が行う公共工事全体を念頭に置いて策定するものであるが、直接には、国及び関係公団等が実施する公共工事を対象とする。

また、行動指針は、基本的には工事に関するコスト縮減を対象としており、用地取得に係るコストは対象としていないが、用地取得についても今後とも適切かつ計画的に推進していくこととする。

## 4. 行動指針と各省庁の定める行動計画

行動指針は、政府全体としての公共工事コスト縮減に関する取り組みについて策定する ものである。

公共工事担当省庁においては、行動指針を踏まえ、関係公団等の行う所管の公共工事を含む各省庁ごとの行動計画を直ちに策定するものとする。また、行動計画には、各省庁の事業内容・取り組み状況等を踏まえた具体的施策等を盛り込むものとする。

# 5. 地方公共団体への協力要請等

地方公共団体の発注する公共工事費の総額は、我が国の公共工事費全体に占める割合が 大きく、公共工事のコスト縮減を図り、社会資本整備を効率的に推進するには、地方公共 団体の積極的取り組みが不可欠と考えられる。このため、政府は、各地方公共団体に対し、 行動指針を参考に引き続き積極的に施策に取り組むよう要請する。

また、地方公共団体における公共工事コスト縮減を推進するため、地方公共団体との情報交換を継続するとともに、地方公共団体に対する必要な支援を行うこととする。

# 6.フォローアップ

行動指針の実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、適切にフォローアップし、その結果を公表する。

また、各省庁においては、行動計画の実施状況について適切にフォローアップすることとする。

# 第2 具体的措置

# 1. 具体的施策の実施に当たっての基本的な視点

## (1)総合的なコスト縮減の必要性

行動指針においては、工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減及び工事の効率性向上による長期的コストの低減を基本的な視点として、公共工事に関する様々な要素について各種の施策を実施するものとし、これらの施策効果により公共工事に関する総合的なコスト縮減を目指す。

#### 工事コストの低減

平成9年度から11年度の3年間の取り組みと同様に工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減等の施策を講じることにより、工事コストの着実な低減を図る。

#### 工事の時間的コストの低減

事業箇所の集中化、新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの 低減を図る。

#### ライフサイクルコストの低減 (施設の品質の向上)

施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化や環境調和型への転換を進めるなど、施設の 品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコスト低減や環境に関するコス ト低減を図る。

#### 工事における社会的コストの低減

工事における建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減、工事に伴う交通渋滞緩和、工事における事故の減少等を通じて社会的なコストの低減を図る。

#### 工事の効率性向上による長期的コストの低減

工事に関する規制改革、工事情報の電子化の推進や新技術の採用の促進等により、工事の効率性を高めるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコストの低減を図る。

#### (2)政府が一体となった取り組みの必要性

公共工事は、多くの要素に関係する社会的活動であることから、公共工事の実効的なコスト縮減を図るためには、公共工事担当省庁のみならず、その他の関係省庁を含め政府が一体となった広範な取り組みが必要である。

# 2 . 具体的施策の実施に当たっての留意点

## (1)機能・品質の確保

公共工事のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、 安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本機能・品質を満足させ た上で、総合的なコスト縮減を目指すものである。

## (2)不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

## (3) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠であることは言うまでもない。このため、平成6年度より透明性・客観性及び競争性をより高めるための入札・契約制度の改革を実施しているところである。さらに、この改革と併せて、不正行為を行った事業者に対するペナルティーの強化、入札談合情報があった場合の公正取引委員会と緊密な連携の確保、独占禁止法等の遵守徹底のための発注者及び事業者に対する講習会の開催、不良不適格業者や一括下請負の排除等の各種の措置を講じてきたところである。

今後とも国及び地方公共団体を通じて、公共工事の入札・契約制度の改革の一層の推進 を図るとともに、入札談合等の不正行為の根絶に努め、適切な公共工事のコスト形成に資 することとする。

# 3. 具体的施策

行動指針においては、以下の5分野について30項目の施策を、平成20年度末までに実施する。これらの施策には、旧指針のフォローアップにおいて継続が必要とされた個々の施策を盛り込むとともに、公共工事コスト縮減の基本的な考え方を踏まえて計画から施工に至る各分野を対象に網羅的に総点検を行い、具体的に取り組むべきこととされた施策も盛り込んでいる(各施策の詳細については、別添資料参照)。

なお、行動指針策定後も、社会経済情勢の変動に的確に対処しつつ引き続き新たにコスト縮減に資する事項の調査等を進め、必要に応じて実施すべき施策として位置付けていくものとする。

また、コスト縮減効果については、原則として従来からの手法により計測するものとするが、これによることが適当でない施策については、当該施策の特性に応じ、できるだけわかりやすい指標により計測するよう努める。

## (1)工事コストの低減

平成9年度から11年度までの3年間の取り組みと同様に、工事の計画・設計等の見直し、 工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減、工事実施段階での合理化、規制改革等の ための具体的施策を継続・充実して実施することにより、工事コストを低減する。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、工事費に対する縮減率で表すことにし、縮減率は、施策適用前後の比較設計による縮減額の積み上げや建設物価の実質変動率により算定する。

#### 1)工事の計画・設計等の見直し

#### a . 計画手法の見直し(施策番号 )

工事の実施に当たって、必要以上に華美や過大なものとなっていないか、適切なサービ ス水準かなどの観点で検討し、必要な施策を講じる。

#### (施策事例)

- ・周辺の他事業と連携した工事の実施
- ・既存施設を有効利用した工事の実施

#### b.技術基準等の見直し(施策番号)

技術基準等が急速な科学技術の進歩に対応できているか、基準類の運用が画一的なために不経済な設計となっていないか、占用等の各種許可条件について改善する点はないか等の観点に立って、公共工事担当省庁が所管する技術基準等を、継続的に点検し、必要に応じてその見直しを行う。

また、技術基準等の見直しに当たっては、国際基準等との整合を勘案しつつ性能規定化を進める。

#### (施策事例)

- ・基準類の性能規定化の検討と推進
- ・河川、道路、下水道、港湾、土地改良、治山等に関する基準類の見直し

# c.設計方法の見直し(施策番号)

コスト縮減の観点から当該工事現場に最適の設計とするため、設計VEの実施や設計段階におけるコスト縮減提案書の作成など、設計の初期段階において構造形式や施工方法等を組織全体で多角的に検討する体制の定着を図る。

また、施工手間を含め総合価格で最小となる設計思想への転換(材料ミニマムから労働量ミニマムへ)の推進と、これを目的に作成した設計マニュアルの普及を図る。

さらに、性能規定の考え方に基づく新しい設計の採用やプレキャスト製品の標準化を進める。

# (施策事例)

- ・現場に最適な設計とするための設計VE等の推進
- ・コスト縮減に資する設計方法の普及

## d.技術開発の推進(施策番号)

長期的にコスト縮減につながる技術の開発と、その現場における積極的な採用と評価が一層重要になっている。このため、官民の連携の下、こうした技術の研究開発を進めるほか、民間において開発された新技術について、パイロット工事の実施、情報の提供や情報交換体制の整備など、新技術を活用し、普及させるための制度を充実し、民間の開発技術の活用・普及を促進する。

## (施策事例)

- ・コスト縮減に資する研究開発について官民共同研究開発等の充実
- ・新技術活用促進システムに沿った民間技術の活用と評価

#### e.積算の合理化(施策番号)

公共工事担当省庁等間の連携を深め、積算基準等の統一、明確化、公開、機動性の向上をさらに図る。また、建設CALS/EC等の推進に併せて積算に必要な数量データや図面の電子化の拡大を進めるほか、共通仕様書等の電子化と公開により、より多くの関係者の提案を得てこれらを迅速かつ的確に改正できる体制を築く。

- ・公共工事担当省庁等間の積算調整会議の継続
- ・積算に使用する数量データや図面等の電子化の推進
- ・共通仕様書等の迅速かつ的確な改定体制の整備

# 2) 工事発注の効率化等

## a . 公共工事の平準化(施策番号 )

今後とも、工事の計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定、国庫債務負担行為の活用等により、公共工事の平準化を引き続き積極的に推進する。また、地方公共団体に対しても、一層の平準化への取り組みを要請する。

#### (施策事例)

- ・工事の計画的な発注、適切な工期の設定、国庫債務負担行為の活用等による円滑な工 事の実施
- ・地方公共団体に対する一層の平準化への取り組みの要請

# b.適切な発注ロットの設定(施策番号)

中小建設業者の上位ランク工事への参入機会の拡大など、中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ適切に発注ロットを設定する。また、事業箇所の重点化等により投資の重点化を図る。

#### (施策事例)

- ・中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進
- ・地方公共団体に対する国と同様の取り組みの要請

## c.入札・契約制度の検討(施策番号)

技術による競争を促し、民間の技術力を活用するため、技術提案を受け付ける入札・契約方式(VE方式、総合評価方式等)など新しい方式を適用する工事の拡大を図るとともに、さらに提案を出しやすい仕組みへの改善などを進める。また、設計面ではプロポーザル方式の適用を拡大する。

# (施策事例)

- ・技術提案を受け付ける入札・契約方式(VE方式、総合評価方式、性能発注方式等) を採用した対象工事の範囲の拡大等と制度内容の改善
- ・コンサルタント業務のプロポーザル方式の適用を拡大

#### d.諸手続の電子化等(施策番号)

調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入、地方公共団体への支援などにより、公共工事におけるCALS/E C化を進める。

- ・調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化
- ・電子調達システムの導入
- ・地方公共団体に対する国と同様の取り組みへの支援

## 3) 工事構成要素のコスト低減

a. 資材の生産・流通の合理化、効率化(施策番号)

建設資材における生産・流通慣行の改善や物流の効率化を推進するため、調達・流通実 態調査を踏まえた情報化、規制改革等を進める。

#### (施策事例)

- ・建設資材の調達・流通実態調査の実施及び改善提案
- ・調達・流通に関する情報化の推進
- ・調達・流通に関する規制改革の推進

# b. 資材調達の諸環境の整備(施策番号)

品質を確保しつつ、多様な資材調達環境を引き続き整備するため、海外資材の活用促進、 規格・仕様の標準化、統一化や性能規定化、品質検査等の見直し等を進める。

#### (施策事例)

- ・海外資材の価格情報の提供、海外資材活用モデル工事の実施など海外資材活用策の推 進
- ・資材の規格・仕様等の標準化、統一化、性能規定化
- ・品質検査等の簡素化

## c.優良な労働力の確保(施策番号 )

生産技術の進歩、機械化の進展に対応し、「基幹技能者」や「多能工」の育成を継続して行う。また、工事の平準化、高齢化対策、若年労働者確保対策、労働環境の改善等を通じ、優れた建設技能者の安定的確保を図る。

#### (施策事例)

- ・業種横断的訓練校(平成9年4月開講)における多能工等の育成
- ・「基幹技能者」育成事業の支援
- ・労働環境改善の支援

## d.建設機械の有効利用(施策番号)

建設機械の有効利用を図るため、建設機械部品の効率的使用や情報システムの活用等を 進める。また、建設機械の労働安全対策に関する手続等の効率化や環境対策の国際規格等 との整合性確保等により、効率的な安全・環境対策の実施を図る。

- ・建設機械部品の互換性確保等効率的使用
- ・建設機械リースレンタル市場等における情報システムの活用
- ・建設機械の労働安全対策に関する手続の効率化

#### 4) 工事実施段階での合理化・規制改革等

## a . 労働安全対策(施策番号 )

労働者の安全確保を図るとともに労働安全対策の効率化を継続的に進めることが必要であり、事業者に効率的な安全管理の普及を図るとともに、情報提供や安全教育、資格取得等に対する支援を行う。また、建設事故に関するデータベースを整備し、事故情報の共有化を図るとともに、事故情報を分析し安全対策に反映させる。さらに、建設機械施工の安全性の向上に取り組む。

## (施策事例)

- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- ・安全衛生教育のための教材や資格取得等に対する支援
- ・建設事故情報の分析と対策情報の提供

## b. 交通安全対策(施策番号)

路上工事や海上工事について、各種の許可申請手続の合理化を推進するほか、集中工事の実施の促進等により、路上工事の効率的実施と渋滞時間の低減を図る。

#### (施策事例)

- ・許可申請手続の合理化
- ・集中工事の実施や混雑時間帯を避けた工事の実施の促進

## c.環境対策(施策番号)

建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策にあたり、国際規格との整合や関係省庁の施策の整合に配慮することにより、効率的な環境対策の実施を図る。

#### (施策事例)

- ・試験方法等国際規格との整合等に配慮した建設機械排出ガス第2次対策を導入
- ・低騒音型建設機械に関する特定建設作業に係る事務の軽減

#### d. 建設副産物対策(施策番号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を中心とした新たな制度の適正な運用、 建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術の開発、情報交換システムの充実、活用等によ り、引き続きリサイクル率を向上しながらコストの低減を図る。

#### (施策事例)

- ・建設副産物の発生抑制の推進(建築物、工作物の長寿命化等の技術開発等)
- ・再生資源の利用促進及びリサイクル技術の開発の推進
- ・情報交換システムの充実、活用
- ・公共工事関係省庁間の連絡の強化

#### e. 埋蔵文化財調査(施策番号)

公共工事の実施に伴う埋蔵文化財調査を円滑に実施するため、公共工事部局と文化財保 護部局との連絡調整体制を継続するほか、調査・測量技術の向上を図る。

#### (施策事例)

- ・公共工事部局と文化財保護部局との連絡調整体制の継続
- ・調査・測量技術の向上

## f.消防基準、建築基準等(施策番号)

建築基準の性能規定化等を内容とする改正建築基準法は、平成12年6月に完全施行されたところである。公共建築工事においては、これを踏まえ、技術基準の見直し及び体系化を推進し、その普及を図る。

また、消防法に関する諸手続についても、必要に応じて合理化方策を検討するとともに、電気事業法及びガス事業法等に関する諸手続の合理化方策を講じる。

#### (施策事例)

・手続の迅速化、行政庁間の指導内容の整合化

## (2)工事の時間的コストの低減(施策番号)

個々の工事の効率的な実施は、早期の便益発現や事業資金の金利負担の低減などの時間的コスト低減の効果をもたらす。このため、工事においても、事業箇所の集中化、新技術の活用による工事期間短縮などにより時間的効率性の向上を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、事業箇所数や短縮時間、短縮による便益など施策の特性に応じた指標で計測する。

#### (施策事例)

- ・工事箇所の集中化、他事業との連携による機能の早期発現(関連:施策番号)
- ・新技術の活用による工事期間の短縮(関連;施策番号 等)

## (3) ライフサイクルコストの低減(施設の品質の向上)

公共工事によって整備される各種の施設については、「より良いものをより安く」という観点から整備していく必要があることは言うまでもないが、それだけではなく、より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギー化に資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの低減や環境に対する負荷の低減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、転換率など施策の特性に応じた 指標で計測する。

a.施設の耐久性の向上(長寿命化)(施策番号) ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の長寿命化を図る。

- ・耐久性を向上(長寿命化)した構造物に転換
- ・官庁施設の施設毎の適切な耐久年数の設定

b.施設の省資源・省エネルギー化(運用、維持管理費の低減)(施策番号) ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図る。

#### (施策事例)

- ・庁舎等における照明、熱交換設備等の省エネルギー化
- ・太陽光等のクリーンエネルギーを活用した施設の整備
- c.環境と調和した施設への転換(施策番号)

環境に係るコスト等の低減の観点から、環境と調和した施設、バリアフリー化した施設 に転換する。

## (施策事例)

- ・環境調和型に転換した施設の整備
- ・バリアフリー化した施設の整備

## (4)工事における社会的コストの低減

公共工事においては、先導的に建設副産物対策や環境対策、安全対策を実施していくことが求められている。これらの施策の中には、直接的な工事コスト低減にはつながらないものもあるが、社会的なコスト低減の観点で重要な施策であり、今後とも引き続き積極的に対応していくことが必要である。このような観点に立って、建設副産物対策の推進や環境対策による環境負荷の低減、工事中の交通渋滞緩和、工事中の事故の減少などを通して社会的なコストの低減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、リサイクル率等施策の特性に応じた指標で計測する。

a. 工事におけるリサイクルの推進(施策番号)

建設副産物等のリサイクル等を進めることにより、資源の有効利用や環境負荷量の低減を図り、社会的コストを低減する。

## (施策事例)

- ・建設副産物対策の推進(関連;施策番号)
- ・再生資源や資源循環に資する資材等の公共工事での活用(関連;施策番号))
- b.工事における環境改善(施策番号)

工事における環境改善策により環境負荷の低減を図り、社会的コストを低減する。 (施策事例)

- ・環境負荷の低減に資する建設機械の採用(関連;施策番号)
- ・公共工事におけるIS014001の運用

c . 工事中の交通渋滞緩和対策(施策番号 )

現道上での交通渋滞を緩和するよう工事を工夫し、社会的コストを低減する。

## (施策事例)

- ・路上工事における集中工事等の実施(関連;施策番号)
- d. 工事中の安全対策(施策番号)

工事において、安全性の水準を改善することにより、人的な損失を低減する。

## (施策事例)

- ・事業者に対する安全管理についての助言、情報提供、安全教育等についての支援(関連:施策番号)
- ・事故情報の分析による安全対策への反映(関連;施策番号)
- ・建設機械施工の安全性向上(関連;施策番号)

#### (5)工事の効率性向上による長期的コストの低減

民間企業の有する技術力を公共工事において積極的に活用することにより、工事の効率性が高められるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコスト低減が期待できる。 具体的には、各種の規制改革等を通じた効率性の向上、個々の工事における新技術の活用、工事情報の電子化や電子交換等の実施、建設業における情報通信技術(IT)の利用拡大、入札・契約制度の的確な運用等を通じた不良・不適格業者の排除等を通じて、長期的なコスト縮減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、規制改革の実施状況、工事情報の電子化を実施した工事件数など施策の特性に応じた指標で計測する。

a. 工事における規制改革(施策番号)

工事に関する各種の規制改革の実施を通じて、長期的にコスト低減を図る。

#### (施策事例)

- ・工事における規制改革(関連;施策番号 ~ )
- ・公共工事におけるIS09000sの導入
- b.工事情報の電子化(施策番号)

工事情報や手続の電子化等により工事の効率化を図るとともに、建設業における情報通信技術(IT)の利用を拡大し、長期的にコスト低減を図る。

- ・工事情報の電子化や電子交換の実施(関連;施策番号))
- ・工事の入札手続の電子化の実施(関連;施策番号)
- ・地方公共団体への技術的支援(関連;施策番号)

- c.工事における新技術の活用(施策番号) 工事における新技術の活用により、長期的にコスト低減を図る。 (施策事例)
  - ・工事における新技術の採用(関連;施策番号)
  - ・技術提案を受け付ける入札・契約方式の採用(関連;施策番号)

# 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針 具体的施策一覧表

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容	
(1)工事コストの1	 低減		
1)工事の計画・詞	1)工事の計画・設計等の見直し		
計画手法の 見直し	公共工事担当省庁	周辺の他事業と連携した工事の実施	
		施設の共同化、複合化による効率的な工事の実施  	
		既存施設を有効利用した工事の実施	
		施設改修工事の集約施工	
技術基準等の 見直し	公共工事担当省庁	技術基準類を改訂 ・土地改良事業に関する計画設計基準類 ・治山技術基準 ・林道技術基準 ・漁港の施設に関する技術基準類 ・漁港関係工事出来形管理基準 ・沿岸漁場整備開発事業施設に関する技術基準類 ・工業用水道事業に関する技術基準類 ・港湾の施設の技術上の基準 ・港湾工事出来形管理基準 ・河川に関する基準類 ・道路に関する基準類	
		・空港土木施設設計基準 ・鉄道構造物等設計基準 ・建築に関する基準類 ・その他新材料・新工法導入に関連する諸基準類 技術基準類の性能規定化	
		コスト縮減の観点を含めた各種技術基準類改訂等	
		各種技術基準類改訂成果の普及促進	
設計方法の 見直し	公共工事担当省庁	標準設計の見直し ・検討結果を踏まえ、標準設計を改訂 (構造形式、施工法、経済比較)	
		設計VEの導入による構造形式、施工法等のチェック充実	
		コスト縮減に資する設計方法の普及	

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
技術開発の 推進	公共工事担当省庁	官民共同研究開発等の充実
	公共工事担当省庁	各省連携等による技術開発を遂次実施するととも に、新技術の情報交換体制を整備
	関係協力省庁 (環境、通産、労働)	
	公共工事担当省庁	民間の新技術について積極的に試験利用、評価 し、有効技術を普及
積算の合理化	公共工事担当省庁	積算基準等の整備・統一・公開 ・公共工事担当省庁等間の積算調整会議の継続 ・公共土木工事積算基準の整備、統一可能工種の拡
		大、公表 ・公共建築工事積算基準の制定、公表 ・電気通信設備工事積算基準の統一化検討 ・機械設備工事の積算合理化、統一、公表
		積算の効率化 ・積算の電算システムの機能充実及び実施 ・市場単価方式への移行工種の実施 ・積算に使用する数量データや図面等の電子化を推 進
		新技術・新工法の積算基準等の整備
		共通仕様書等の迅速かつ的確な改定体制の整備 ・発注者の要求事項の明確化、監督・検査の合理 化、設計基準や施工実態の変化への対応の観点で 仕様及び施工(品質・出来形等)管理基準、検査基 準等の内容を改定 ・目的物の性能確認のため、非破壊検査技術の導入 など検査技術の高度化を推進

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
2)工事発注の効	率化等	
公共工事の 平準化	公共工事担当省庁	工事の計画的かつ迅速な発注を実施 ・地方公共団体等に対し、工事の計画的かつ迅速な 発注の実施を要請
		工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施 ・地方公共団体に対し、工期の設定の改善や竣工時 期の調整の実施を要請
		工事の施工状況を踏まえた国庫債務負担行為の活用等による円滑な事業の実施・地方公共団体に対し工事の施工状況を踏まえた債務負担行為の活用等による円滑な事業の実施を要請
		地方公共団体に対し工事の発注等の技術支援体制の充実を要請
		工事発注等の支援制度の確立
適切な発注ロットの設定	公共工事担当省庁	経常建設共同体の一層の活用を図る等により、中 小建設業者等の受注機会の確保を図りつつ、適切 な発注ロットの設定を推進 ・地方公共団体に対し、上記を要請
		事業個所の重点化等により投資を重点化 ・地方公共団体に対し、上記を要請
入札・契約 制度の検討	公共工事担当省庁	技術提案を受け付ける入札・契約制度 ・VE方式、総合評価方式、性能発注方式等を採用した対象工事の範囲の拡大等と制度内容の改善・中央建設業審議会の建議を踏まえ、地方公共団体に対してVE方式等の導入推進を要請

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
諸手続の 電子化等	公共工事担当省庁	CALS/ECの構築、モデル事業の実施・地方公共団体の建設CALS/ECへの取り組みに対する支援
		技術資料等の授受の電子化、工事関係書類の統一 化・電子化
		入札手続等の電子化
		発注・落札情報提供等の効率化を実施
		経営事項審査情報の電子的共有化 ・上記施策の進展を踏まえ、資格審査事項の統一化 推進を地方公共団体等に要請
		現場事務・施工の電子的管理を実施 ・建設ICカードの活用による現場事務の効率化 ・情報化施工の推進

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
3)工事構成要素	のコスト低減	
資材の生産・ 流通の合理化 、効率化	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (通産)	商流の簡素化 ・流通の合理化の検討・指導及び改善状況の把握 ・生コンクリート等の商流の多層化の改善の検討・ 指導及び改善状況の把握
		商流の透明性確保 ・文書契約の推進を指導
		資材の効率的な調達 ・効率的な調達方法の検討に基づく施策の試行 ・超大口価格の積算への活用 ・資材調達・流通の情報化システムの普及 (CI-NET、KISS)
		物流の効率化 ・物流の効率化の指導及び改善状況の把握 ・残コン・戻りコン及び資材の多頻度小口配送の改 善指導及び改善状況の把握
	関係協力省庁 (運輸)	・環境・条件整備等の措置を講じた上、原則として、需給調整規制を廃止
資材調達の 諸環境の整備	公共工事担当省庁	海外資材活用モデル工事の実施 ・輸入資材活用モデル工事の実施 ・活用のノウハウ等の情報整理及び提供
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (外務、通産)	海外資材に関する情報提供の充実 ・海外建設資機材・設備フォーラム及び商談会の開催 ・在日各国大使館への情報提供、協力要請及び在外公館からの情報提供 ・インターネットを通じた海外建設資材情報の提供の実施 ・ジェトロによる建設資材に係る内外の規制、商慣行等の調査の実施
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (通産)	海外資材の品質確認等制度の拡充 ・逐次簡素化及び拡充等の実施 ・工業標準化法に基づく民間認定機関の指定等の実 施
		品質検査等の簡素化 ・監査制度の整備 ・現場における検査の簡素化等を実施

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
資材調達の 諸環境の整備	関係協力省庁 (通産)	規格制度の拡充 ・工業標準化法に基づく民間試験事業者の認定実施
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (通産、農水)	材料・機材規格、仕様等の省庁間を含めた簡素化、標準化、統一化を図る。 ・公共建築工事標準仕様書の作成・活用 ・木製治山施設等に関する仕様等の統一化を図るための事例集を作成 ・コンクリート2次製品の使用品種の統一化 ・電気、機械設備への汎用品の採用及び標準化の検討
		JIS、JAS等の規格の基準への採用促進
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (通産、建設)	国際標準への整合
優良な労働力の確保	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (労働)	業種横断的訓練校における多能工の育成。 基幹技能者育成事業の実施業種の拡大
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (労働、文部)	建設産業人材確保・育成推進協議会、建設労働体験セミナー等を通じた総合的人材確保方策の実施 インターネット等を活用した情報提供の実施
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (労働)	職場環境改善のための支援措置の充実・拡充

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
建設機械の 有効利用	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (通産)	建設機械部品の効率的利用 ・建設機械部品の互換性を確保するため、標準化を 進める ・部品の供給年限に関する業界指針を策定
		情報システムの活用
	公共工事担当省庁	維持管理作業に際し、建設機械を有効活用
	関係協力省庁 (労働)	建設機械の労働安全対策に関する手続等の効率化 ・移動式クレーンのフック等の相互使用等労働安全 対策に関する手続等の効率化について検討し、逐 次実施する。 ・安全教育、資格取得に対する支援及び助成並びに 事業者に対する効率的な安全管理についての助言 等を推進するとともに、これらの一層の効果的な 運用を行う。
	関係協力省庁 (環境、建設)	建設機械の環境対策の整合性確保と運用見直し ・バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ及び 空気圧縮機を使用する作業で、一定の限度を超え る大きさの騒音を発生しないと確認される機械に ついて事務の軽減等を図るため特定建設作業から 除外することとし、必要な手続を進める。
	関係協力省庁 (環境、運輸、 建設、通産)	・特殊自動車及び建設機械の排出ガス対策について、試験方法についての国際規格との整合性に配慮しつつ、関係省庁が連携して検討を行い、実施のために必要な手続を進める。

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
4)工事実施段階	 での合理化・規制改革	· 5等
労働安全対策	公共工事担当省庁	安全教育・資格取得等に対する支援及び助成、事業者に対する支援及び助成並びに事業者に対する 効率的な安全管理の助言等を推進するとともに、 これらの一層の効果的な運用を行う。
		入札・契約における安全対策の評価
	関係協力省庁 (労働)	事業者に労働安全マネジメントシステムによる効率的な安全管理の普及を図るとともに情報提供や安全教育、資格取得等に対する支援を行う。
		他省庁における手続の効率化等との整合性を図り つつ、労働安全対策に関する届出の手続・運用等 の効率化を図る。
	公共工事担当省庁	建設事故に関するデータベースを整備し、事故情 報の共有化を図るとともに事故情報を分析し、安 全対策に反映させる。
		建設機械施工の安全性向上
交通安全対策	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (警察、建設)	路上工事における集中工事等の活用マニュアル作 成を検討するとともに、集中工事等の実施を図 る。
	関係協力省庁 (運輸、農水)	施工計画を早期に具体化し、発注前に海上保安庁 と協議する。
	関係協力省庁 (運輸)	・上記発注者の検討を踏まえ、海上における安全性 を検討できる範囲内において工事許可(又は不許 可)手続の迅速化を図る。

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
環境対策	関係協力省庁 (環境、建設)	建設機械の環境対策の整合性確保と運用見直し ・バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ及び 空気圧縮機を使用する作業で、一定の限度を超え る大きさの騒音を発生しないと確認される機械に ついて事務の軽減等を図るため特定建設作業から 除外することとし、必要な手続を進める。
	関係協力省庁 (環境、運輸、 建設、通産)	・特殊自動車及び建設機械の排出ガス対策について、試験方法についての国際規格との整合性に配慮しつつ、関係省庁が連携して検討を行い、実施のために必要な手続を進める。
建設副産物対策	公共工事担当省庁	リサイクル目標及びガイドラインの各工事への適 用及びそれに基づくマニュアル、基準類の見直し
		副産物等に関する情報交換体制の整備充実 ・各種公共工事間で副産物の利用を促進するため、 国レベル、地方レベルの連絡協議会を通じた公共 事業関連省庁間の連携の強化 ・直轄、港湾管理者の連絡協議会の設置 ・建設発生土の工事間利用の促進 ・建設副産物に係る情報交換システムの普及促進 建設副産物の発生抑制の推進
	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (通産)	再生資源の利用促進 ・再生砕石、再生アスファルト合材の利用促進 ・減量化・リサイクル状況の把握・指導 ・再生資材の規格化の検討継続及び一部適用 ・リサイクル市場の形成のため、各種の再生資材の 規格化を検討
		副産物の発生抑制技術、新規用途開発等の技術開 発の推進
	公共工事担当省庁	廃棄物に関する指定制度等の活用促進の実施

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
埋蔵文化財調査	公共工事担当省庁 関係協力省庁 (文部)	公共工事部局と文化財保護部局との連絡調整システムの設備についての検討結果を取りまとめ、具体のシステム整備の推進
		調査・測量技術の向上、遺跡情報の充実化方策に ついての検討結果を踏まえ実用化の見込みのある ものから試行等の推進
	関係協力省庁 (文部)	調査員の研修、相互派遣等による発掘調査の効率 化、迅速化を推進
		発掘調査を行う場合・範囲の標準化の検討結果を 取りまとめ、発掘調査への適用
		経費・期間の標準的な積算基礎の検討結果をとり まとめ、発掘調査への適用
消防基準、建築基準等	関係協力省庁 (建設)	計画通知(確認申請)手続の迅速化実施
	関係協力省庁 (通産)	自家用電気工作物の設置の際の工事計画届出手続 方法において、持参が必要とならないことの周知 を図る
		ガス内管工事について平成8年12月5日付け行政改 革委員会規制緩和小委員会報告書中のガス指定工 事店制度に係る指摘事項をガス事業者に通知する

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容	
(2)工事の時間的	(2)工事の時間的コストの低減( )		
	公共工事担当省庁	集中投資による機能の早期発現	
		他事業との連携による機能の早期発現	
		文化財調査における公共工事部局と文化財保護部 局との連絡調整の緊密化等を通じた工事着手の早 期化	
		段階的整備による暫定機能の早期発現	
		新技術の活用による工期の短縮	

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
(3)ライフサイク	ルコストの低減(施設の	の品質の向上)
施設の耐久性 の向上 (長寿命化)	公共工事担当省庁	耐久性を向上(長寿命化)した構造物に転換 ・ライフサイクルコスト低減技術を導入した橋梁の採用 ・コンクリートの長寿命化 ・長寿命化舗装の採用 ・長寿命防食構造物の採用 ・下水道施設における腐食対策技術の採用 ・低降伏点鋼制震座屈防止プレースを採用 ・非破壊検査機の導入による施設の耐久性の向上 ・ライフサイクルコスト低減技術を採用し、施設の耐久性を向上  公共住宅の計画的な建替・改修の推進  官庁施設の施設毎の適切な耐久年数の設定
施設の省資源 ・省エネルギ ・化 (運用、維持 管理費の 低減)	公共工事担当省庁	庁舎等において照明、熱交換設備等の省エネルギー化 ・新営庁舎において、エネルギー効率の良い照明制御を実施 ・環境に配慮した学校施設等の整備 ・環境に配慮した郵便局舎の整備 (新築・増改築共) ・道路照明において、省エネルギー型の照明ランプを採用
		クリーンエネルギーを活用した施設の整備
		ミニフロート利用による係留施設の運用改善
		公共施設の維持管理の合理化 ・機械設備の維持管理の高度化 ・官庁施設の維持管理の合理化
		光ファイバー網の整備による維持管理の効率化

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
環境と調和した施設への転換	公共工事担当省庁	環境調和型に転換した施設の整備 ・海岸・海域整備と環境の調和 ・環境調和型港湾施設の整備 ・面的防護方式による海岸事業の推進 ・自然調和型漁港施設等の整備促進 ・沿岸漁場整備開発事業と海岸事業との連携により効果的・効率的な事業(魚を育む海岸づくり) の実施
		・河川整備と環境の調和 ・河川管理施設について、コンクリートに変わる 工法、緑化ができる工法により整備
		・道路整備と環境の調和 ・低騒音舗装の実施
		・空港整備と環境の調和 ・エコエアポートの推進
		・施設整備と環境の調和 ・材料・工法の規格統一の指導と積極的な活用 ・グリーン庁舎の整備及び、グリーン改修の実施 ・自然冷媒空調機器の導入の促進 ・屋上緑化等の施設緑化の推進 ・環境に配慮した学校施設等の整備 ・新築庁舎におけるふるさとの森(自然成長緑化) の推進 ・電気設備工事においてエコケーブルを採用
		バリアフリー化した施設の整備 ・海岸保全施設 ・河川管理施設 ・既存の階段室型中層共同住宅について低コスト エレベータを設置

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容		
├────────────────────────────────────				
工事における リサイクルの 推進	公共工事担当省庁	建設副産物対策の推進 再生資源や資源循環に資する資材等の活用 ・下水道汚泥の資材化の推進及び下水道工事等に おける再生資源の積極的な活用 ・間伐材等の有効利用 ・港湾、漁港事業等と連携した養浜計画の推進 ・港湾工事における他産業で発生したリサイクル 材の活用		
工事における環境改善	公共工事担当省庁	建設機械の環境対策 建設工事におけるCO2排出の抑制		
		維持管理用車両の低公害化 IS014001適用の検討・モデル工事の実施		
工事中の交通 渋滞緩和対策	公共工事担当省庁	路上工事における集中工事等の活用マニュアル作 成を検討するとともに、集中工事等の実施を図 る。		
工事中の安全対策	公共工事担当省庁	事業者に対する効率的な安全管理の助言 入札・契約における安全対策の評価		
		対率的な安全管理の普及、情報提供及び安全教育等の支援 事故情報の分析による安全対策への反映 建設機械施工の安全性向上		

項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容		
(5)工事の効率性向上による長期的コストの低減				
工事における 規制改革	公共工事担当省庁	工事へのIS09000sの導入		
	関係協力省庁 (通産、環境、 労働、建設)	技術基準類の性能規定化		
		資材の生産・流通の合理化		
		海外資材の品質確保等制度の拡充		
		品質検査等の簡素化		
		規格制度の拡充		
		材料、機材規格、仕様等の簡素化、標準化、統一 化		
		機械利用に関する手続の合理化		
		労働安全対策に関する手続の効率化		
		再生材利用に関する規制緩和		
工事情報の 電子化	公共工事担当省庁	情報共有のための環境整備 ・地方公共団体での建設CALS/ECの導入を支援 ・港湾整備事業に関する情報の統合データベース 化を実施		
		工事に係る資料・成果品等の電子化 ・工事関係書類の統一化・電子化 ・基準等を制定し、現場で適用 ・CADデータ交換標準の開発		
		入札手続等の電子化		
		プロジェクトマネジメント手法の導入		
		現場事務・施工の電子的管理を実施 ・建設ICカードの活用による現場事務の効率化 ・情報化施工の推進		

	T	
項目	省 庁 名	新 指 針 の 内 容
項 目 工事における 新技術の採用	公共丁事担当省庁	新 指 針 の 内 容 民間の新技術について積極的に試験利用、評価 し、有効技術を普及 技術提案を受け付ける入札・契約方式を採用した 工事を実施し、新技術を活用

注)2)工事の時間的コストの低減、3)ライフサイクルコストの低減、4)工事における社会的コストの低減及び5)工事の効率性向上による長期的コストの低減の施策については、1)工事コストの低減 ~ と重複するものもある。

	1	7	
-	- 1	1	-